

聖籠町企業立地促進検討委員会条例をここに公布する。

平成26年9月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第16号

聖籠町企業立地促進検討委員会条例

(設置)

第1条 聖籠町内への企業立地を促進するための施策のあり方を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、聖籠町企業立地促進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、町の企業立地促進に関する施策のあり方の検討を行い、その結果を町長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 聖籠町内立地企業の役職員
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 一般町民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、聖籠町東港振興室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。